

令和 7 年度介護保険事業者等集団指導

共通事項⑧ ～長野県からのお知らせ～

長野県健康福祉部介護支援課

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

松本市健康福祉部高齢福祉課



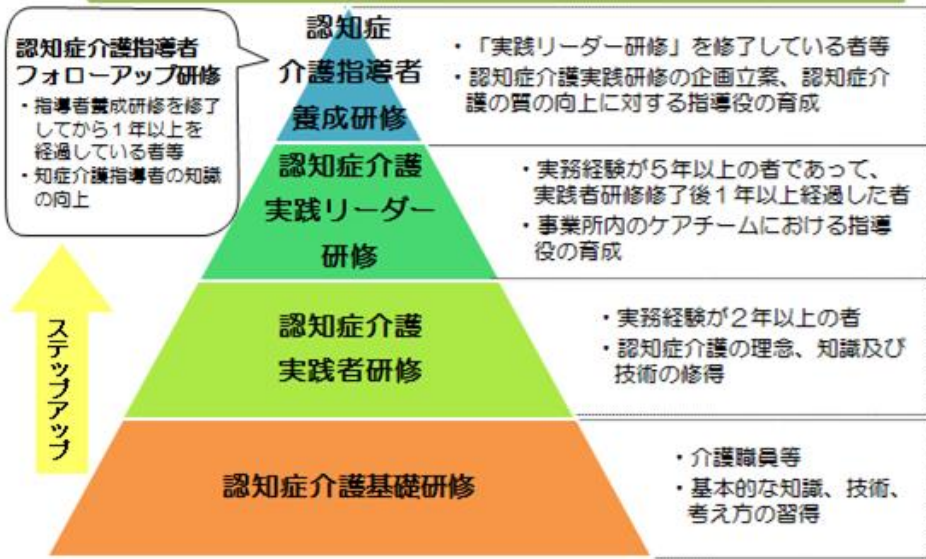
1. 認知症介護研修について
2. 介護人材確保等に係る長野県の取組みについて
3. 介護支援専門員証に関する手続きについて
4. 介護職員等によるたんの吸引等の実施について

1.認知症介護研修について

認知症介護研修について①

1 令和7年度研修体系

認知症介護研修の体系(1)



認知症介護研修の体系(2)

認知症対応型サービス事業開設者研修

- ・＜対象者＞
- ・認知症対応型サービス事業の開設を予定している法人の代表者等（理事長、取締役、理事等）

- ・＜目的＞
- ・代表者として必要な知識の習得

認知症対応型サービス事業管理者研修

- ・＜対象者＞
- ・「認知症介護実践者研修」を修了している者であって、認知症対応型サービス事業の管理者又は管理者として従事することを予定している者

- ・＜目的＞
- ・管理者として必要な知識、技術の習得

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

- ・＜対象者＞
- ・「認知症介護実践者研修」を修了している者で小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者

- ・＜目的＞
- ・計画作成担当者として必要な知識、技術の習得

- ✓ 令和6年度から「認知症介護実践リーダー研修」の研修対象者に「介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者」が追加。
- ✓ 県独自の研修として認知症介護基礎研修フォローアップ研修を実施。



認知症介護研修について②

1 令和7年度研修体系

研修名	委託及び指定先
認知症介護基礎研修（e-ラーニング）	認知症介護研究・研修仙台センター（指定）
認知症介護指導者養成研修	認知症介護研究・研修大府センター（委託）
認知症介護指導者フォローアップ研修	
認知症介護実践者研修	（一社）長野県認知症介護指導者会（委託） 電 話：0268-71-6755 住 所：〒386-0022 上田市緑が丘1丁目17-14 ホームページ：https://nagano-careshidousha.net/
認知症介護実践リーダー研修	
認知症対応型サービス事業開設者研修	
認知症対応型サービス事業者管理者研修	
小規模多機能柄サービス等計画作成担当者研修	

2 認知症介護基礎研修の無資格者への義務付けについて

(1) 概要

令和3年度の介護報酬改定により、**介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者（※）について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが介護サービス事業者に義務づけられた。**なお、3年の経過措置期間があるため、令和5年度末までに措置を講じる必要があった。経過措置期間終了後（令和6年度以降）の**新入職員の受講は1年の猶予期間**が設けられている。

※医療・福祉関係の資格を有さない者

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等の資格を有さない者

(2) 実施状況

長野県では令和3年9月よりeラーニングによる研修を実施。

(3) 県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/ninchisyokaigokisokensyu.html>

2.介護人材確保等に係る長野県の実施について

介護生産性向上推進総合事業について

生産性向上のための情報提供や専門家への取次・連携をおこなうワンストップ窓口である「長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター」を設置しています。事業所の生産性向上に関する課題解決のサポートを行っています。是非、ご相談ください。

主な支援内容



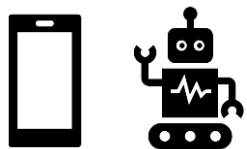
各種相談

業務改善やテクノロジー活用に関する相談に対応し、専門の機関・アドバイザーへの取次ぎも行います。



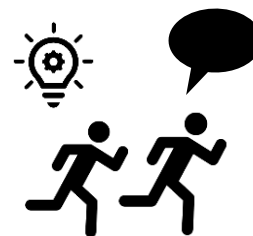
展示会・研修会

生産性向上の取組に関する研修会の開催、介護ロボットや機器の展示を実施します。



ロボット・ICT機器試用貸出

ロボットや機器の試用を希望する事業所を開発企業に取り次ぎます。



伴走支援

生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣し継続的な支援を行います。

介護現場における生産性向上とは？

業務改善やテクノロジーの導入により生まれた時間を、人材育成や利用者との関わりに充てることで「ケアの質の向上」につなげることを目的としています。

【お問合せ先】

(公財) 介護労働安定センター長野支部

電話：026-232-0898 FAX：026-232-0906 E-mail：nagano@kaigo-center.or.jp

信州介護人材誘致・定着事業について

マンパワーグループ株式会社（長野県からの委託）が必要な研修・プログラムを受けた人材（無資格者・有資格者・シニア層）を、介護サービス事業所へ紹介・派遣する事業。事業所にて、マンパワーによるサポートを受けながら、OJT（3ヶ月程度）を実施後、直接雇用へつなげる。

事業参加のメリット

資格取得費用を県が負担！

無資格者の初任者研修の資格取得費用を長野県が負担。
介護事業所による負担なし。

採用時のリスク軽減！

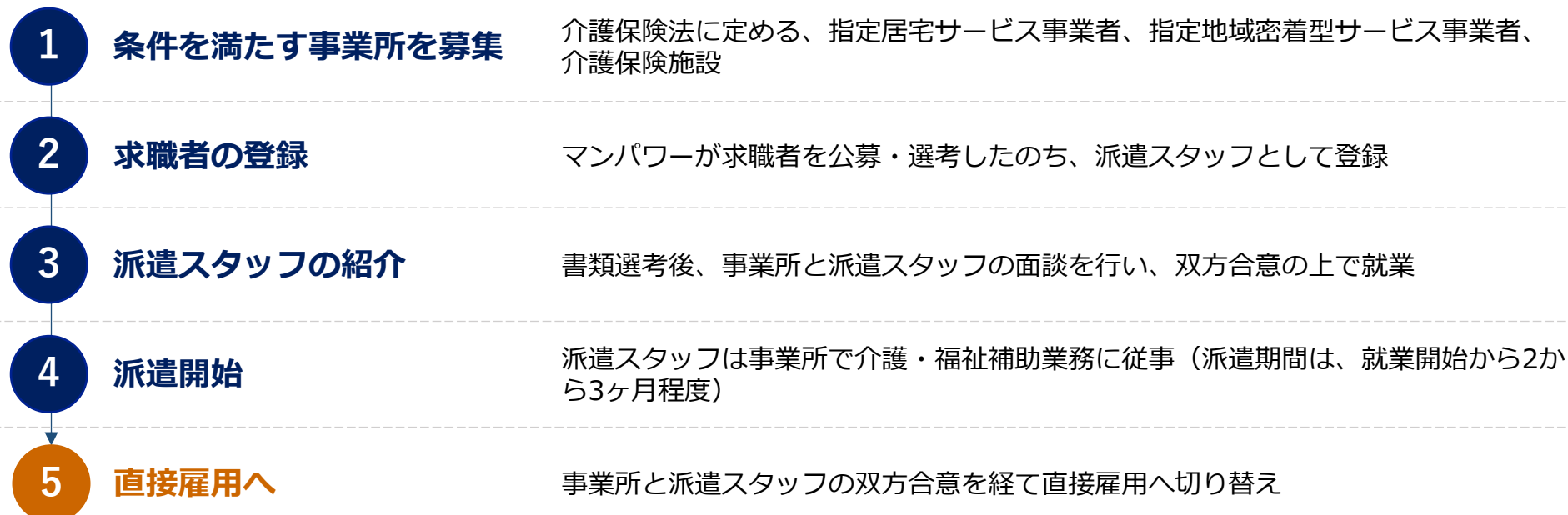
広範囲より募集した人材の中から、事業所のニーズに合わせて選考。
書類選考・面接を実践し、ミスマッチを防ぐ。

労務管理・フォローお任せ

派遣期間中の給与計算・社会保険手続等は雇用主のマンパワーが行う。
スタッフの悩み・不安・疑問等の諸問題にも対応。

※OJT期間中の時給、社会保険料、交通費は事業主の負担となります。

直接雇用までの流れ



【お問合せ先】

マンパワーグループ株式会社甲信支店 電話：0120-557-148

※つながりにくい場合はこちらへ
026-228-1069

福祉・介護人材マッチング支援事業について

1 マッチング支援

長野県社協福祉人材センター（長野県からの委託事業）は、福祉の仕事を目指す求職者と福祉事業者を結ぶ無料職業紹介事業を実施しています。長野県内3カ所にキャリア支援専門員を配置し、求人求職のニーズにきめ細かく対応しています。正規・非正規職員以外に介護助手（補助員）の導入に係る相談もお受けできます。是非、ご活用ください。

※ 長野県社協福祉人材センターは、社会福祉法に基づき長野県知事の指定を受け設置されています。無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、厚生労働大臣の許可を得ています。

- ・福祉専門の求人・求職サイト「福祉のお仕事」（運営:全国社会福祉協議会）
<https://www.fukushi-work.jp/>
- ・信州福祉・介護のひろば(運営:長野県社協 福祉人材センター)
<https://fukushi-nagano.jp/>
- ・福祉・介護の仕事PR動画「ふくしのトビラ Vol.1」
<https://youtu.be/shWZjkEA4DI>



2 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣

長野県社会福祉協議会（長野県からの委託事業）では、社会福祉事業経営者及び施設経営者の様々な相談に応えるため、専門家を無料で派遣する「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」（長野県委託事業）を実施しています。是非、ご活用ください。

- (1) 相談内容（相談時間は1回2時間）
運営管理、会計・税務、労務管理・人材定着、法務、介護職場の業務診断、職場における心の健康づくり、キャリアパス構築・人材育成、BCP（事業継続計画）策定
- (2) アドバイザー派遣経費
無料(但し、年間[4月～翌年3月]の間に1法人5回まで)
- (3) 申込み方法
次のURL、もしくは2次元コードから申し込んでください。<https://forms.gle/aoxSEVFoNkims6WL8>
- (4) その他
この事業は、福祉・介護事業者の経営課題等解決にアドバイスするものです。アドバイザーによる助言について、最終的な判断は福祉事業者が自らの責任をもって行ってください。



【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

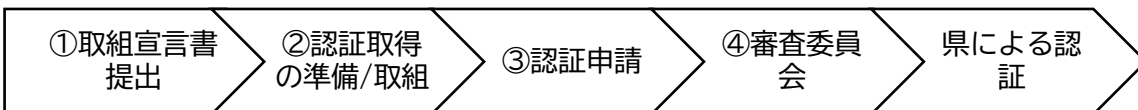
信州福祉事業所認証・評価制度運用事業（「信州ふくにん」）について

長野県では、福祉の職場における「人材育成」や「職場環境」の整備に取り組み、一定の基準をクリアした事業者を認証する「信州福祉事業所・認証評価」制度を実施しています(運営は社会福祉法人長野県社会福祉協議会)。

1 認証取得のための評価項目

1	人材育成理念の策定	7	資格取得等への支援の実施	13	計画的な採用の実施
2	キャリアパスの構築	8	新規採用者への計画的教育の実施	14	休暇取得・労働時間縮減等の取組
3	キャリアパスの周知	9	個人の研修履歴の把握	15	育児・介護を両立できる仕組みの整備
4	年間研修計画の策定	10	個別面談の実施	16	職員の意見を反映させた職場環境整備
5	OJTの計画的・体系的実施	11	人材育成を目的とした評価の実施	17	健康管理に関する取組
6	職場内外OFF-JTの実施	12	職位等に応じた給与体系	18	利用者・家族からの要望に関する取組

2 認証までの流れ



※②認証取得に関し、認証評価基準に達していない項目があれば、「社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業」で支援します。

※詳細は、こちらのURLにある実施要綱等をご覧ください。

<https://fukushi-nagano.jp/officesearch/>

3 認証取得のメリット

- 福祉の職場説明会・就職相談会(長野県委託事業)での**優先的参加**
- 社会福祉施設アドバイザー相談・派遣等事業の利用回数が5回から**7回**に増えます
- その他、認証取得法人の**P R活動協力等**

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp



その他 介護人材確保に係る県の取組について①

1 キャリア形成訪問指導事業

事業内容	介護従事者のキャリアアップを支援するため、介護福祉士会等職能団体の有資格者等を講師として介護事業所に派遣し、研修を行います。
費用	講師の派遣を受けることに、介護事業所の負担はありません。
研修例	介護職員の基本的態度、職業倫理、ノーリフトケア、感染予防と対策等 (県ホームページに各研修実施団体において実施可能な研修プログラムを公表しています。)
申込方法	研修実施団体へ直接お申込みください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」→「キャリア形成訪問指導事業」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/kenshu/career.html

2 外国人介護人材住居借上支援事業

事業内容	介護施設を経営する者が、外国人介護人材用の住居を借り上げ、居住させる場合、住居借り上げ等に必要な費用を助成します。
対象となる外国人介護人材	「特定活動」(経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。)、「介護」、「技能実習」又は「特定技能1号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人が対象です。
対象経費	賃借料、共益費(管理費)、インターネット回線使用料、プロバイダ料金、自治会費等(敷金、礼金、更新料は対象外)
補助基準額	居住者負担額を引いた額の1/2以内 (補助上限 月額15,000円/1人)
補助対象期間	雇用開始から1年を経過する日まで
申込方法	県あてに事業計画書を提出してください。
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材住居借上支援事業の実施について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/190601zyuukyokariage.html

その他 介護人材確保に係る県の取組について②

3 外国人留学生奨学金等支給支援事業

事業内容	介護分野の外国人留学生に対して、留学生の就労予定先の介護サービス事業者及び介護福祉士養成施設が奨学金を貸与する場合に、費用の一部を助成します。
対象	(1)日本語学校の留学生 (2)介護福祉士養成施設の留学生
対象経費及び基準額	①学費 年額60万円以内 ②入学準備金 20万円以内（初回に限る。） ③就職準備金 20万円以内（最終回に限る。） ④国家試験受験対策費 4万円以内 ⑤住居費等生活費 36万円以内 ※日本語学校の場合は①、⑤が対象。⑤については、別途加算有。
補助率	1 / 3 以内（補助金は基準額と対象経費の合計を比べ低い方の3分の1）
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「外国人留学生奨学金等支給支援事業の実施について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinsyougakukin.html

4 外国人介護人材訪日前研修費用支援事業

事業内容	外国人介護人材の訪日前（就労前）に行う日本式介護に関する研修費用を事業所が負担した場合に、費用の一部を助成します。
補助対象	「技能実習」又は「特定技能1号」の外国人材を受け入れる県内の事業所が対象です。
対象経費	県内事業所が協定締結に基づいて外国人介護人材を受け入れる場合に、管理団体に対して支払う日本式介護に関する訪日前研修費用
補助基準額	補助対象者1人当たり補助対象経費の1 / 2 以内 （補助上限 50,000円 / 1人）
県ホームページ	「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「外国人介護人材の確保に関する取組」→「長野県外国人介護人材訪日前研修費用支援事業の実施について」 https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokuzinhounitimae.html

○その他の事業につきましては県ホームページをご確認ください。

「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「福祉一般」→「福祉・介護人材」→「福祉・介護人材確保について」

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/fukushi/kaigo/jinzaikakuho/index.html>

3.介護支援専門員証に関する手続きについて



研修終了後忘れずに介護支援専門員証の更新申請を行ってください

研修を受講しただけでは、更新申請を行ったことになりません。

更新期間満了前に申請書が届かない場合は更新をすることができませんので、ご注意ください。

その場合、介護支援専門員証は失効し、翌年度以降再研修を受講しなければ、交付は受けられません。

確認欄	更新のみ	更新+住所変更	更新+氏名変更	更新+住所・氏名変更	提出書類	留意点
	○	○	○	○	(様式第8号)介護支援専門員証更新申請書	記載例を確認のうえ、必要事項を記入してください。
	○	○	○	○	長野県収入証紙 2,700 円分	収入印紙と間違えないようにご注意ください。
	○	○	○	○	介護支援専門員証の <u>原本</u>	※写しを手元に保管しておいてください。 (新しい介護支援専門員証は、有効期間満了日に発送します。)
	○	○	○	○	写真2枚	縦 3.0cm×横 2.4cm で顔のサイズが 2cm 程度のものをご用意ください。 ※ 写真は、小袋に入れるなどしてから封筒に入れてください。 1枚は申請書に貼り付け、もう1枚は写真の裏面に氏名、介護支援専門員登録番号を記入して封筒に同封してください。
	○	○	○	○	介護支援専門員更新研修、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ、又は主任介護支援専門員更新研修の修了証の <u>写し</u>	<u>介護支援専門員更新研修(有効期間満了日の1年前から有効期間満了日までの間に修了したもの)、</u> <u>介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ(有効期間内に修了したもの)</u> ※Ⅰのみでは不可。ただし、2回目以降の更新の場合はⅡのみで可。 <u>主任介護支援専門員更新研修(有効期間内に修了したもの)</u> ※ 上記の研修を修了していなければ、更新できません。
	○	○	○	○	マイナンバーカードの写し	マイナンバーカードがない場合は次の①②を添付 ① 番号確認書類(通知カードの写し又は個人番号を記載した住民票等) ② 身元確認書類(運転免許等の写し)

更新申請受付期間について

有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで



※ただし、令和8年3月に有効期間満了日を迎える方が多いため、**令和8年3月に満了する方は、令和7年12月から受付を開始します。**可能な限りお早目に申請していただきますよう、御協力をお願いします。



更新申請受付期間終了までに研修が終了しない場合等、更新申請受付期間を過ぎてから申請をする場合には、健康福祉部介護支援課サービス係介護支援専門員更新申請担当まで連絡の上、速やかに更新申請を行ってください。



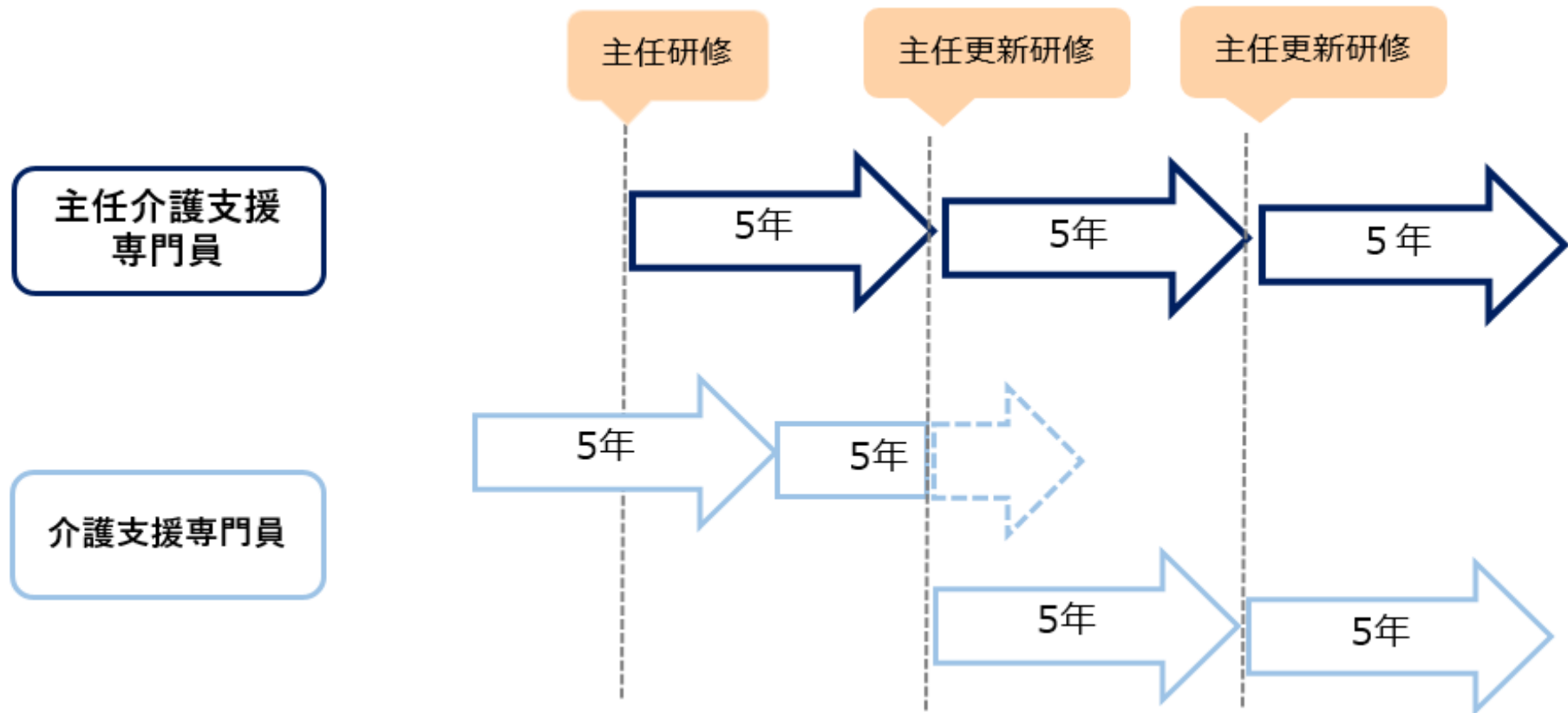
専門員証の有効期間満了日を過ぎている、又は申請書類の提出日から専門員証の有効期間満了日まで日数が少ない場合等には、適切に更新研修を修了していたとしても更新申請を受理することができませんのでご注意ください。



更新手続き中は介護支援専門員証が手元にならない状態になりますので、新しい介護支援専門員証が届くまでの間、手続き中であることがわかるように更新申請書類一式の写しを各自で保管してください。

介護支援専門員の更新手続きについて③

- ・主任更新研修の修了者は、「介護支援専門員更新研修」の受講が免除されます。
- ・主任更新研修の修了者の介護支援専門員証については、以下の場合に限り主任更新研修修了証明書の有効期間に置き換えることができます。
- ・介護支援専門員証の有効期間を置き換えた場合、主任更新研修の終了と同時に介護支援専門員証の更新申請が可能です。



主任更新研修修了証明書の有効期間が介護支援専門員証の有効期間より長い場合に、有効期間を置き換えることができます



介護支援専門員の更新手続きについて④

申請様式等は県のＨＰに掲載しています



<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/oshirase/senmonin.html>

介護支援専門員証更新申請の提出先及び問い合わせ先

長野県介護支援課サービス係 ケアマネ担当

住所 : 〒380-8570
長野市大字南長野字幅下692-2
電話 : 026-235-7121
FAX : 026-235-7394
E-mail : kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp

4 .介護職員等によるたんの吸引等の実施について

介護職員等によるたんの吸引等の実施について①

介護職員等によるたんの吸引等の実施における留意点！！

- 「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受けた者が、たんの吸引等を行うことができます。
- 実施できる医療的ケアは、認定証に記載がある行為のみです。
- 認定特定行為業務従事者を従事させ、たんの吸引等を行う場合は、**事業者の登録**が必要となります。

1 趣旨

「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で喀痰吸引又は経管栄養の医療的ケアを実施できることになりました。

2 喀痰吸引等が実施できる介護職員等の範囲

- (1) 介護福祉士
平成28年度以降介護福祉士登録証に喀痰吸引等の行為が記載された者
- (2) 認定特定行為業務従事者
喀痰吸引等研修等を修了し、認定証の交付を受けた者

3 実施可能な特定行為（喀痰吸引又は経管栄養）の種別

認定特定行為業務従事者認定証に記載された医療的ケアを、医師の指示のもと実施することが可能です。

研修種別	対象者	喀痰吸引						経管栄養	
		口腔内	口腔内 (呼吸器)	鼻腔内	鼻腔内 (呼吸器)	気管カニューレ内部	気管カニューレ内部 (呼吸器)	胃ろう又は腸ろう	経鼻経管
第一号	不特定	○		○		○		○	○
第一号※1 (呼吸器)		○	△	○	△	○	△	○	○
第二号		△		△		△		△	△
第二号※1 (呼吸器)		△	△	△	△	△	△	△	△
第三号※2	特定	△	△	△	△	△	△	△	△

○：実施可能な特定行為

△：研修を修了したものののみ実施できる特定行為

※1 人工呼吸器装着者への医療的ケアは通常の研修に加え、別途演習び
実地研修を修了した者が実施可能

※2 特定の者に対し必要な特定行為のみ実施可能

介護職員等によるたんの吸引等の実施について②

4 喀痰吸引等研修

(1) 第一・二号研修（特定の者対象）

◎令和7年9月1日現在の登録研修機関 13か所

登録研修機関一覧は県HP参照<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kyuin.html>

(2) 第三号研修（特定の者対象）

◎令和7年9月1日現在の登録研修機関数

障害者支援施設等 17か所

※受講対象者は、障害者（児）のサービス事業所施設等に就業している介護職員等やALS等の難病のある特定の利用者に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者です。（事業として複数の利用者に複数の介護職員がケアを行うことが想定される高齢者の介護施設や居住系サービス等は対象外となります。）

(3) キャリア形成促進助成金・キャリアアップ助成金〈所管：長野労働局地方訓練受講支援室〉

正規労働者・非正規雇用の労働者に対し、職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費及び賃金を助成するものです。

喀痰吸引等研修（50時間）の場合 ※括弧内は、大企業の場合の助成額

研修経費の助成	正規労働者	研修経費の1/2（1/3）
	非正規労働者	10万円（7万円）
賃金助成	正規労働者	800円（400円）/時間
	非正規労働者	800円（500円）/時間

5 指導看護師等の養成

喀痰吸引研修の講師を養成します。第一号研修、第二号研修の指導者の他、第三号研修の指導者養成も兼ねて実施しています。

○ 開催日程

第一回 令和7年8月2日、3日（佐久会場）

第二回 令和7年9月9日、10日（松本会場）

第三回 令和7年10月4日、5日（飯田会場）

介護職員等によるたんの吸引等の実施について③



参考

○ 喀痰吸引等研修 修内容

不特定多数の者	第一号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 喀痰吸引(口腔、鼻腔、気管カニューレ) 経管栄養(胃又は腸ろう)、経鼻経管
	第二号研修	基本研修 講義(50H) + 各行為のシミュレーター演習	+	実地研修 特定行為をいずれか1つ もしくは複数選択
特定の者	第三号研修	基本研修 講義及び演習(9H)	+	実地研修 (特定の者に対する必要な 行為のみ)

介護職員等によるたんの吸引等の実施について④

6 登録特定行為事業者・登録喀痰吸引等事業者の登録

- (1) 新規登録時における留意点
 - ア サービス毎に登録を行って（申請書を作成して）ください。
例：短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護は別の登録になります。
 - イ 医師又は看護師との連携について事前に確認し、体制整備を行ってください。（介護職員が喀痰吸引等の業務を行うためには、主治医の文書による指示が必要です。）
 - ウ 業務規程書のひな形は長野県ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/tokutekoi.html>）に掲載してありますが、各事業所における実施体制を整備し、それに準じた業務規程書を作成してください。
 - エ 業務規程書には、手順書や計画書の書式を添付してください。
 - オ 登録喀痰吸引等事業者については、「介護福祉士の実地研修」の実施義務が課せられています。実地研修を修了していない介護福祉士に対して実地研修を実施することになりますが、その実施にあたっては、「長野県喀痰吸引等研修実施要綱」に基づき実施することとなります。
また、登録申請にあたっては介護福祉士の実地研修実施方法について規定している書類の提出が必要です。
 - カ 登録喀痰吸引等事業者の登録申請には、既にたんの吸引等の行為が可能なが介護福祉士登録証に記載された介護福祉士が存在し、当該介護福祉士の資格を証明する書類の提出が可能であることが条件となります。
- (2) 登録特定行為事業者の更新及び変更
 - ア 登録する特定行為を追加する場合は、新たに追加して実施しようとする日（更新日）の30日前までに、更新申請書により更新手続きを行ってください。
 - イ 下記に掲げる事項に変更がある場合は、変更日の10日前までに変更届出書により届出を行ってください。
 - ① 申請書の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者氏名
 - ② 事業所の名所及び所在地
 - ③ 喀痰吸引等業務開始予定日
 - ウ 上記イ以外の事項（認定特定行為業務従事者、業務方法書に定める事項等）の変更があった場合は、変更後10日以内に届出を行ってください。
- (3) 登録特定行為事業の辞退など
 - ア 登録特定行為事業を辞退する場合は、辞退届により、登録を辞退する日の1か月前までに届出を行ってください。
 - イ 登録している特定行為の一部を辞退する場合は、辞退届と変更届出書を、特定行為が減少する日の1か月前までに届出を行ってください。

受講報告について

「説明動画の視聴＋資料の閲覧」→ 受講確認票の提出 → 出席となります。

提出方法

「ながの電子申請サービス（長野県）」より受講確認票を申請してください。

注意事項

- ✓ **同一事業所で複数のサービスを行っている事業所はサービス種別毎に報告をお願いします。**

（例：訪問介護及び通所介護事業所を運営している場合、訪問介護、通所介護それぞれのサービス種別毎で受講報告をお願いします。）

- ✓ 医療みなし事業所及び施設みなし事業所は本集団指導における受講対象に含みます。
- ✓ 居宅介護支援事業所、地域密着型サービス、総合事業サービスは本集団指導の受講対象から除きます。

（当該サービスの集団指導については、各指定権者（市町村、広域連合）へお問い合わせください。）

- ✓ 休止中の事業所は回答不要です。
- ✓ **長野市及び松本市所在の事業所については、各市に受講確認を報告してください。**

長野県への受講報告はこちら
の二次元コードから申請が
可能です

★受講確認票の提出締切日は**令和8年1月16日（金）**です。

（締切日以降は受付できなくなります。）

